

令和8年度愛媛県観光マーケティング機能強化業務 委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度愛媛県観光マーケティング機能強化業務

2 業務の目的

本県では令和4年度から人流データや国等のオープンデータ、HP アクセスデータ等を観光デジタルマーケティングプラットフォーム（以下「観光 DMP」とする。）へ蓄積し、令和7年度には日本人及び訪日外国人旅行者の「観光消費データ」を拡充することで、より具体的な旅行者の動向分析を行っている。これらの取組により、令和7年度には韓国人の観光消費額向上に向けた支援や、県内のスキー場における若年層向けプロモーションの企画設計など、効果的な事業展開につながっているところ。

一方で、「愛媛県観光振興基本計画」では、KGIとして令和9年までに観光消費額を年間1,350億円、うち訪日外国人観光消費額の年間100億円を目標としているものの、令和6年の観光消費額が年間926億円と前年の12.1%減となっており、目標達成のためには、既存の考え方に捕らわれない新たな観光施策の立案が必要である。加えて、観光 DMP のニーズは高まる一方で、データ抽出等の簡易な分析は職員の個人スキルで対応していることの課題がある。

これらの現状と課題を受け、本業務では、これまで構築してきた観光 DMP の蓄積データの更新により観光 DMP の機能継続を図るとともに、観光 DMP の AI を活用した迅速なデータ抽出・分析に加え、観光 DX アドバイザーの知見も活用して、ターゲットの絞り込みによるプロモーション精度の向上といった既存施策の改善や、旅行者の消費行動を変化させる新たな施策の立案につなげるといった、本県の観光マーケティングの機能強化を図り、本県の観光消費額の向上を目指す。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託料

委託料の上限額 61,182 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

【委託料の内訳】

固定費（観光 DMP 運用費、データ調達費等）	58,872 千円
成果連動費	2,310 千円

5 本業務の KPI

本業務の進捗管理と成果把握のため、以下（1）の数値を下限とする KPI を設定するとともに、必要に応じて（2）の指標を提案すること。

- (1) 観光 DMP 蓄積データを活用して、観光施策を立案・改善した件数：17 件
- (2) (1) の他に、成果を分析するうえで有効な指標があれば、指標や効果検証のスキームを提案すること。

6 委託内容

(1) 愛媛県観光 DMP の構築・運用業務

2 の業務の目的を達成するために必要なデータを蓄積して、Business Intelligence ツール（以下「BI ツール」という。）により、本県の職員が分析可能な基盤を構築・運用すること。

なお、本県の観光 DMP は、AWS (Amazon Web Services : クラウドサービス) 上に構築しており、外部調達データは Amazon RDS for PostgreSQL 等を用いて適宜正規化・標準化のうえ、データベースとして蓄積の上、セールスフォース社の「Tableau Online」を用いて可視化している。

また、本県では、Tableau のライセンスとして「Creator」3 ライセンス、「Explorer」2 ライセンス、「Viewer」27 ライセンスを調達しており、本業務において、既存ライセンスを継続して利用できるよう調達を行うとともに、追加で最低でも「Viewer」23 ライセンスを調達すること。

なお、Creator の 1 ライセンスについては受託者が使用するものとし、受託者においてライセンスを取得することが困難な場合は、別途愛媛県が取得のうえ、受託者に 1 ライセンスを供与することとするが、この場合におけるライセンスの種類や数については、受託決定後、別途愛媛県と受託事業者で協議の上、決定すること。

(2) データの調達業務

以下の条件に基づきデータの購入・収集を行い、上記(1)の BI ツールで読込可能な形式として加工・格納すること。

① 人流データ

愛媛県に来訪した日本人と訪日外国人旅行者の行動を計測するため、

- ・国内人流データ：ログウォッチャー社「おでかけウォッチャー」
(※令和 8 年 4 月 1 日時点で、月次：令和 8 年 2 月分まで、週次：令和 8 年 3 月 22 日まで格納済予定)
- ・国外人流データ：ログウォッチャー社「おでかけウォッチャー 訪日版」
(※令和 8 年 4 月 1 日時点で、月次：令和 8 年 1 月分まで格納済予定)

を現在観光 DMP に蓄積しており、これを令和 8 年度も継続することとし、適切に観光 DMP に格納すること。また、この他に本業務の目的を達成するために最適なデータがあれば追加・変更するデータとその概要を提案すること。

なお、データ調達先、データ取得項目については、受託決定後、別途愛媛県と受託事業者で協議の上決定すること。

② 国内宿泊・体験コンテンツデータ

リクルート社の「じゃらんエリアダッシュボード」を1ライセンス契約し、愛媛県職員が操作可能な環境を構築すること。

③ オープンデータ

国等が公開している統計データを調達すること。ただし、観光庁の「宿泊旅行統計調査」、「インバウンド消費動向調査」、「旅行・観光消費動向調査」「FF-Data」は必須として、その他に本業務の目的を達成するために必要なオープンデータがあれば提案すること。

④ Web サイトアクセスデータ

愛媛県が管理するオウンドメディア「いよ観ネット」「VisitEhime」のアクセスデータを可視化すること。

⑤ 愛媛県観光統計データ

愛媛県が提供する、別事業において調査を実施した県統計「愛媛県観光客数とその消費額」、アンケートデータ「えひめ観光満足度調査」のエクセルデータを加工・格納すること。

⑥ その他データ

①から④までに掲げるもののほか、委託費の範囲内で収集可能なデータであって、業務の目的を達成するために有効なデータがある場合は、提案すること。

(3) AI エージェントについて

観光 DMP のデータ抽出・分析において、AI エージェントを活用して迅速に行うため、令和7年度から「GoogleWorkspace」3アカウントおよび「Gemini Enterprise」を活用しており、令和8年度も継続することとし、有効且つ効率的な活用方法の提案をすること。

なお、使用するクラウドは「Google Cloud Platform」、「Big Query」を基本として、「Gemini Enterprise」を運用するために必要な「GoogleWorkspace」のアカウントやクラウド環境を調達し、構築・運用すること。

(4) 観光消費データについて

別事業において調達する、2026年1～12月分の日本人及び訪日外国人旅行者の

購買情報、属性（消費者の年齢・性別、居住地、消費カテゴリー等）を分析可能な観光消費データについて、適切に観光 DMP に格納すること。

なお、観光消費データについては、三井住友カードの「Custella」を想定しており、観光消費データの格納以外のデータ調達に係る業務・費用は本業務に含まれないものの、本業務の遂行にあたり必要な場合は、業務としてデータ調達先の事業者との連携を適宜行うこと。

（5）データの可視化業務

上記（2）（3）で調達したデータを上記（1）の BI ツールを用いて、愛媛県への来訪者及び興味関心層の特徴や傾向、観光地としての長所・短所など、様々な角度から分析ができ、今後の施策検討に活用できるよう可視化を行うとともに、前年度との比較を通して、旅行者のデータとしての変化をわかりやすく示すこと。

また、収集データのクロス集計など、効果的な方法を考察し、データ分析の知識のない職員でも直感的な操作だけで目的に応じた多角的な分析との成果の把握が可能なダッシュボードとして整備するとともに、作成したダッシュボードを更新するためのスキームの構築も行うこと。

また、過去事業で作成したダッシュボードについては、原則として（2）（3）のデータを用いて継続更新することとするが、業務目的を達成するうえでより効果的なものがあれば、既存ダッシュボードの変更や更新停止も可能とする。なお、作成済みのダッシュボードの閲覧権限は、受託決定後に事業者へ付与することとする。

（6）観光 DX アドバイザーによる改善提案業務

①業務概要

2の業務目的達成のため、（1）から（5）で構築した観光 DMP 等のデータに基づき、愛媛県が実施する観光関連施策における「分析・課題抽出」「ターゲット設定」「施策立案」「効果検証・改善」の各過程において観光 DX アドバイザーによる助言や相談対応などの総合的な支援を以下のとおり行うこと。

- (i) 観光施策の総合的な支援を担う観光 DX アドバイザーを設置することとし、その体制を提案すること。なお、本アドバイザーは観光分野や行政 DX の知識と実務経験を保有しており、マーケティングやデータ分析に精通した個人又はグループとする。
- (ii) 総合的な支援については、オンラインでの対応を基本として、対面での対応も可能とする。なお、各事業担当者等からの相談対応に際しては、マーケティングやデータ分析の専門知識が無い者にも理解しやすい説明に配慮すること。
- (iii) 総合的な支援は、公平・公正な視点で行い、課題を解決するために必要と考えられる場合には、受託事業者と取引がないソリューションにつ

- いても調査、提案するなど、実現可能性の高い助言を行うこと。
- (iv) サポート案件は、予算規模や事業のターゲット（日本人旅行者・訪日外国人旅行者）、施策の目的（認知拡大・来訪増加）が異なる観光施策から選定することとして、受託決定後、別途愛媛県と受託事業者で協議の上決定すること。
 - (v) 県職員及び愛媛 DMO 職員が観光 DMP 及び「Gemini Enterprise」を活用するにあたり、操作方法に関する問い合わせや、データ分析に関する相談対応等のサポートを適宜提供することとして、そのサポート内容を提案すること。なお、実際の内容については受託決定後、別途愛媛県と受託事業者で協議の上決定すること。
 - (vi) (i) から (v) の支援を通じて、「5 本業務の KPI (1)」で設定した KPI を達成すること。

② 成果連動型民間委託契約について

①の業務でサポートする案件のうち3案件は、予め定めた成果指標、支払基準に基づき委託料を支払う「成果連動型民間委託契約 (PFS)」により実施する。なお、対象となる案件については、受託決定後、愛媛県と事業者の協議の上、決定するものとする。

(i) 業務内容

①の業務と同様に観光 DX アドバイザーによる観光施策の総合的な支援を行うこと。

(ii) 総合的な支援による成果向上を計測する指標について

(i) の支援による対象案件の成果向上を評価する指標について、案件の事業目標 (KPI) に基づき、愛媛県と事業者の協議の上、決定する。

(iii) 効果測定について

(ii) の成果指標を適切に検証するため、統計等を用いた単純なアウトプットの算出に留まらず、観光 DMP 蓄積データを用いた旅行に関する指標の変化や、旅行者の属性（年齢や性別、居住地等）、旅行者の愛媛県内での行動等を多面的に分析すること。

また、ランダム化比較試験等の考え方に基づきマーケティングの影響を分析するため、介入対象群と非介入対象群を構成して各対照群の比較を行うなど、根拠性のある成果検証を行うこと。

(iv) 成果連動費の支払い基準

(i) の業務における成果連動費の支払い基準について、②の対象案件の KPI ごとに愛媛県と事業者の協議の上、決定するものとする。

- (v) 「令和8年度 EBPM 推進に係る事業効果検証業務」との連携について
本業務は、愛媛県企画統計課の同事業の対象となっていることから、連携事業者へのデータの提供などの検証への協力を行うとともに、連携事業者からの提案に応じて本業務への反映を適宜図ること。

7 業務報告、成果品の提出

(1) 進捗状況報告

本業務の進捗状況について、定期的にウェブ会議等により報告すること。なお、報告頻度や手段については、愛媛県と十分協議すること。

(2) 中間報告

令和8年10月下旬を目安に中間報告を行うこと。なお、報告資料については、愛媛県と受託者が協議の上、書面及び電子データにて提出すること。

(3) 最終報告

本業務の終了後、業務内容やサポート結果の詳細、来年度以降における本事業の改善提案等を盛り込んだ報告書を作成し、最終報告を行うこと。

(4) 提出物

- ① 業務実績報告書（紙媒体（電子データ（.docx 又は.pptx））
- ② 構築したダッシュボードのワークブックの電子データ(.twb)及びデータソース(.tds)

(5) 提出方法

- ① 冊子を3部、電子データを記録した光学ディスク（DVD-R、CD-R等）一式を提出すること。
- ② 冊子については、日本工業規格A4判で簡易製本、カラー印刷とすること。

8 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保有、利用および管理について、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は同法令及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、取り扱わない場合、「個人情報取扱特記事項」に記載の取扱いは不要である。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、同法令の規定に基づき処罰される場合がある。おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

9 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務の実施により愛媛県に提出した成果物（成果物以外に愛媛県に提供した資料・レポート、その他の提供物があった場合は当該提供物を含む。以下

同じ。)の所有権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は愛媛県に帰属し、受託者は愛媛県が認めた場合を除き、著作人格権を行使できないこととする。また、受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の特許権、著作権、肖像権、その他の知的財産権等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

- (2) (1)の規定に関わらず、成果品に既に乙又は第三者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

10 留意事項

- (1) 障害発生時等においては、データ復旧が可能となるよう適切なバックアップ体制を取ること。
- (2) 本業務により構築するプラットフォームは、次年度以降も引き続き分析に用いるものとし、機密性、完全性、可用性を担保して、将来性を考慮したシステム稼働環境とすること。また、システム全体としては、少なくとも導入後、令和10年度まで保守可能な構成とすること。
- (3) 令和9年度以降に本プラットフォームを保守・運用する者が変更された場合は、適切かつ円滑に業務の引継ぎが行われる体制を整えること。
- (4) 委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。また、愛媛県から委託業務の内容に関する質疑等があった場合には、誠実に対応すること。
- (5) 本業務は、別記2「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施すること。